５－２　介護予防と生活支援の充実

１　介護予防事業（平成28年度まで）

元気な高齢者ができるかぎり住み慣れた地域において自立した生活を営み、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう、町地域包括支援センターを中心に、介護予防を効果的に推進します。

なお、地域支援事業の見直しが行われ、本町においては平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。このため、平成29年度以降の介護予防事業については再編を行い、介護予防・日常生活支援総合事業として位置づけます。

（１）　二次予防事業

①　二次予防事業対象者の把握

保健師等による訪問活動、関係機関などからの情報提供、民生委員や地域住民などからの情報提供、要介護認定非該当などから、二次予防事業対象者を把握します。

図表５－27　二次予防事業の対象者の見込み

区　　分	平成27年度	平成28年度
対象者（人）	200	210

（２）　介護予防教室等（一次予防事業対象者・二次予防事業対象者）

一次予防事業対象者、二次予防事業対象者に対して、次の教室等を実施します。

特にアンケートで参加意向が高かった「体操」「脳活性」を重点に実施していきます。

介護予防教室については約半数が知らないと答えており、参加しない理由として「どんな教室か知らない」という回答が高いことから、介護予防の意義や教室の内容について周知に努めます。また、「興味のあるものがない」という回答も比較的多く、内容の見直しを行います。

ア　お元気サロン

認知症や閉じこもりのおそれのある人を対象として、「お元気サロン」を開催します。貼り絵や料理等による日常生活動作の機能訓練、脳活性化運動により、認知症や閉じこもり等の予防・支援を行います。

図表５－28　お元気サロンの見込み

区　　分	平成27年度	平成28年度
利用実人数（人）	15	15
延べ利用者数（人）	400	400

イ　らく楽トレーニング教室

いつまでも元気に住みなれた地域で自立した生活をおくることができるよう、町施設にトレーニング機器を整備し、高齢者になっても気軽にできるトレーニングの支援を開始します。

らく楽トレーニングは、パワーリハビリテーションの考えに基づくトレーニング方法で、高齢者向けのトレーニングマシンを使い、軽負荷で安全に日頃使っていない全身各部の筋肉を動かすことで日常生活に必要な動作と行動意欲の改善を図ります。「外出することが増えた」といった心理的活動性の改善も得られます。また、認知症の進行予防や腰痛膝痛軽減など各種病気・障害に対する成果も期待できます。

図表５－29　らく楽トレーニング教室の見込み

区　　分	平成27年度	平成28年度
利用実人数（人）	30	100
延べ利用者数（人）	360	1,200

ウ　心の相談

精神科病院のソーシャルワーカーによる、認知症、うつ等に関する相談会を実施します。

図表５－30　心の相談の見込み

区　　分	平成27年度	平成28年度
利用実人数（人）	15	15
延べ利用者数（人）	15	15

（３）　一次予防事業

主として活動的な状態にある高齢者を対象として行う一次予防事業においては、高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるよう、介護予防の知識の普及・啓発を図るとともに、地域における自発的な介護予防活動の育成・支援を行います。

① 介護予防講演会

介護予防についての基本的な知識を普及・啓発するため、有識者等による講演会を開催します。

図表５－31　介護予防講演会の見込み

区　　分	平成27年度	平成28年度
実施回数（回）	1	1
参加者数（人）	150	150

② 介護予防に関する「おでかけ健康講座」

老人クラブ等の高齢者の集まる場所へ出向き、介護予防のための基本的な知識の普及・啓発を図る「おでかけ健康講座」を行っていきます。

図表５－32　介護予防に関する「おでかけ健康講座」の見込み

区　　分	平成27年度	平成28年度
実施回数（回）	20	20
延べ人数（人）	500	500

2　新しい介護予防・日常生活支援総合事業（平成29年度から）

医療介護総合確保推進法により、介護保険法が改正され、地域支援事業の見直しが行われました。これにより、すべての市町村が平成29年４月までに「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」といいます）を開始することとなりました。

要支援者に対する介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護については、全国一律の基準に基づくサービスから、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組による総合事業に位置づけられました。また、これまでの二次予防事業などの介護予防事業も総合事業に再編されます。

図表５－33　地域支援事業の見直し

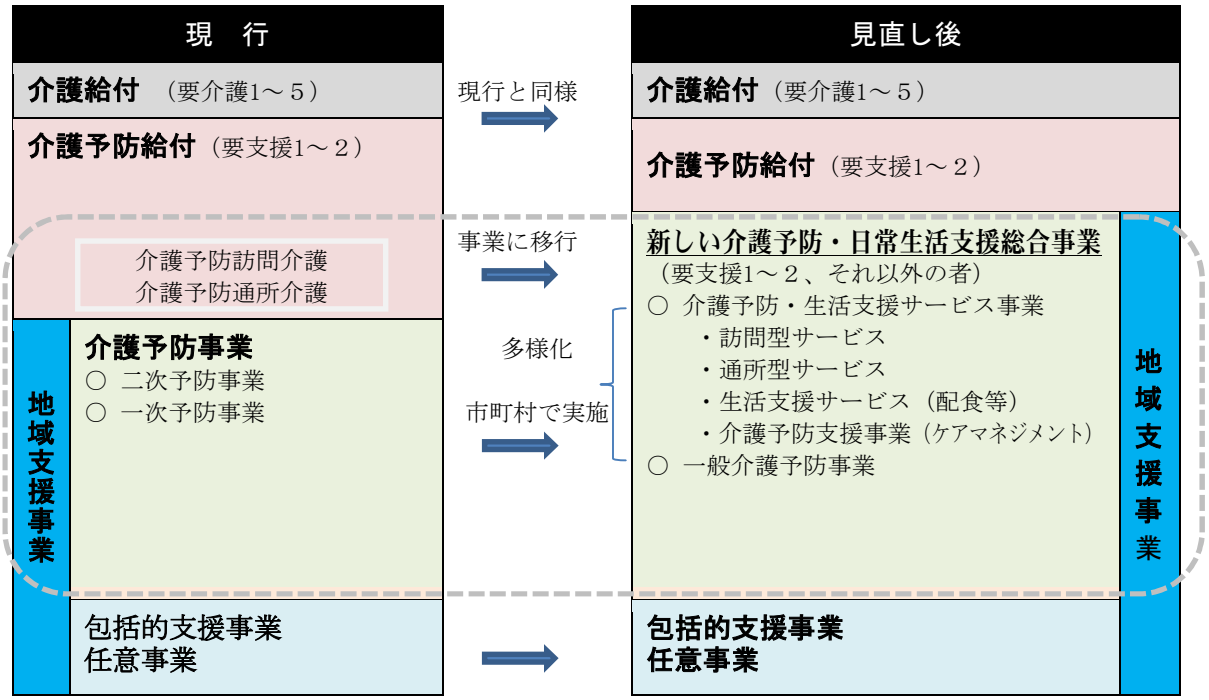

(1)　総合事業の内容

総合事業は、訪問型・通所型サービス等の「介護予防・生活支援サービス事業」と、体操教室等の「一般介護予防事業」で構成されています。

「一般介護予防事業」はすべての高齢者が対象となり、「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援者と要支援者に相当する状態の人でチェックリストを用いて判断し、介護予防ケアマネジメントを受けた人（介護予防・生活支援サービス事業対象者）が対象となります。

図表５－34　総合事業のサービス体系

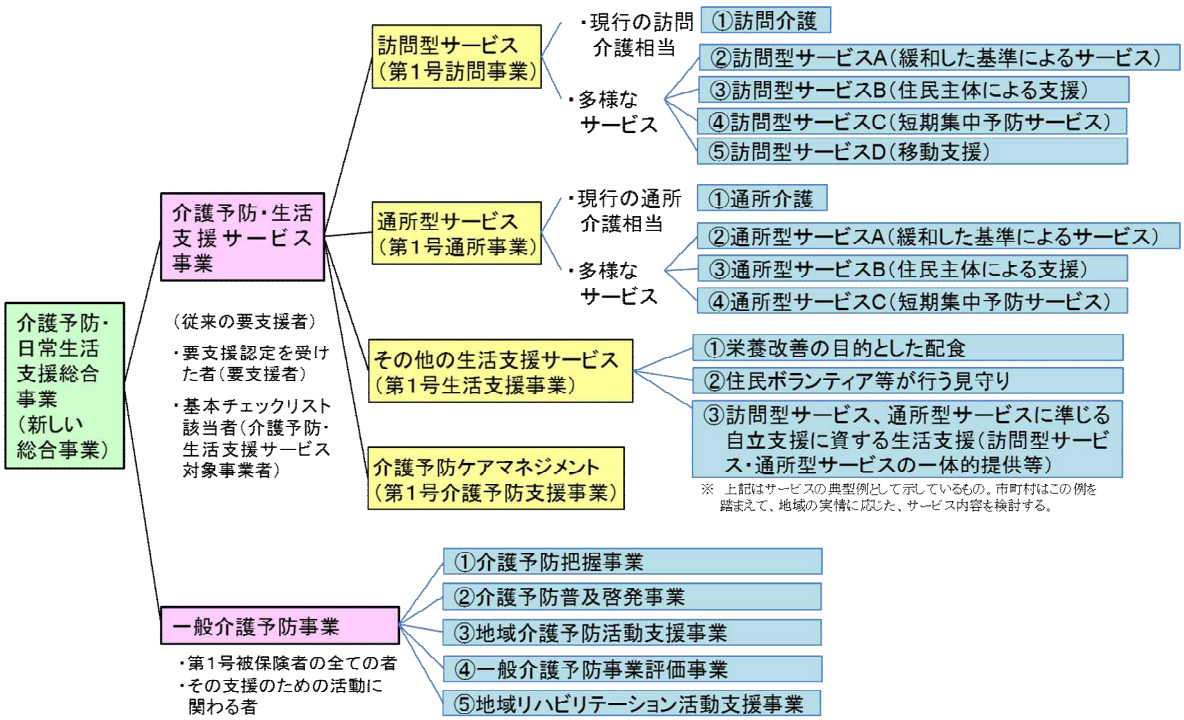

(2)　介護予防・生活支援サービス事業

総合事業の柱となる介護予防・生活支援サービス事業は、「訪問型サービス」「通所型サービス」「その他の生活支援サービス」「介護予防ケアマネジメント」で構成されます。このうち、「訪問型サービス」「通所型サービス」には、現行の訪問介護や通所介護に加え、主に雇用労働者が提供するサービスＡ、ボランティア主体のサービスＢ、保健・医療の専門職が提供するサービスＣなどの類型があります。多様な内容であり、サービスの基準、単価は町が決定します。利用者はそれらのサービスから希望のサービスを選ぶことができます。

「その他の生活支援サービス」は、配食、見守り、訪問型サービスおよび通所型サービスの一体的提供等の３つのサービスです。

①　訪問型サービス

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。予防給付では実施できないメニューについても、「訪問型サービスＢ」において住民主体による多様なサービスを検討していきます。

図表５－35　想定される訪問型サービス

区　　分	サービス内容	想定される事業者等
訪問介護 （現行の訪問介護に相当）	・現行の訪問介護に相当（訪問介護員による身体介護、生活援助）	指定事業者（みなし指定）
訪問型サービスＡ （緩和した基準による）	・掃除、買い物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し　等	事業者 シルバー人材センター
訪問型サービスＢ （住民主体による支援）	・調理指導、献立指導、体重測定	食生活改善推進協議会 有償・無償のボランティア
訪問型サービスＣ （短期集中予防サービス）	・従来の二次予防事業の訪問型介護予防事業 ・栄養改善 ・口腔機能向上 ・居宅での相談指導等	事業者 管理栄養士 歯科衛生士 町の保健師等
訪問型サービスＤ （移動支援）	・サロン等の通所型サービス利用の際の移動支援や移送前後の生活支援	事業者

②　通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。

図表５－36　想定される通所型サービス

区　　分	サービス内容	想定される事業者等
通所介護 （現行の通所介護に相当）	・現行の通所介護に相当（生活機能向上のための機能訓練）	指定事業者（みなし指定）
通所型サービスＡ （緩和した基準による）	・送迎を伴わない運動、栄養、口腔、認知等に関する介護予防教室 ・ミニデイサービス	事業者
通所型サービスＢ （住民主体による支援）	・いきいきサロン ・体操・運動等の自主的な通いの場	有償・無償のボランティア
通所型サービスＣ （短期集中予防サービス）	・従来の二次予防事業の通所型介護予防事業 ・機能訓練、環境調整等	事業者 町の保健師等

③　その他の生活支援サービス

要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食、住民ボランティア等が行うひとり暮らし高齢者等への見守り、訪問型サービス・通所型サービスに準じる自立支援のための生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等）を提供します。

④　介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう、町地域包括支援センターにおいてケアマネジメントを行います。

(3)　一般介護予防事業

一般介護予防事業は、「介護予防把握事業」「介護予防普及啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」「一般介護予防事業評価事業」「地域リハビリテーション活動支援事業」の５事業により構成されます。

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援のための取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的としています。

①　介護予防把握事業

本人、家族等からの相談、民生委員等地域住民からの情報提供、要介護認定の担当部局との連携などにより収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を把握し、住民主体の介護予防活動へつなげます。

②　介護予防普及啓発事業

栄養改善や口腔機能の向上等の住民主体の介護予防活動の取組が行えるよう、出前講座などを通じて普及啓発に取り組みます。

③　一般介護予防事業評価事業

計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

④　地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援など、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

⑤　地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へ、「心身機能」だけではなく、「活動」「参加」の要素にバランス良く働きかけることのできる経験豊富な理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリテーション専門職による助言等を行います。

3　高齢者福祉（その他の生活支援）

(1)　ひとり暮らし・高齢者夫婦世帯等への生活支援の推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等が、いつまでも住みなれた自宅で安心して生活できるよう支援を行います。なお、平成29年度からの総合事業の実施に向けた事業の見直し、再編を行います。

①　独居老人等緊急通報装置貸与事業（町事業）

ひとり暮らし高齢者の緊急時に対応できるよう、緊急通報装置の設置を促進するとともに、地域住民の協力を働きかけていきます。

図表５－37　独居老人等緊急通報装置貸与事業の見込み

区　　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
設 置 台 数（台）	210	240	270

②　ねたきり老人等日常生活用具給付事業（町社会福祉協議会事業）

ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者の世帯等に対し、日常生活を容易に暮らせるように、火災警報機、自動消火器、電磁調理器を給付します。新たに対象となる世帯への周知を図り利用促進を図っていきます。

図表５－38　ねたきり老人等日常生活用具給付事業の見込み

区　　分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利 用 件 数（件）		382	402	422
	火災警報機	380	400	420
	自動消火器	1	1	1
	電磁調理器	1	1	1

③　ふれあい型配食サービス事業（町社会福祉協議会事業）

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の安否確認や交流を図ることをねらいとして、ボランティア等による配食サービスを行います。

配食ボランティアの高齢化が進んでおり、ボランティアの養成・確保に努めます。また、民生委員などによる訪問活動などとの調整を図り、安否確認の体制を充実していきます。

図表５－39　ふれあい型配食サービス事業の見込み

区　　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人数（人）	91	93	94
延べ配食数（食）	1,571	1,605	1,623

(2)　在宅配食サービス（ＮＰＯ法人）

毎日の食事支援を目的に、在宅配食サービス行います。高齢者等の自立した生活の支援、併せて安否確認や会話を通じた高齢者等の孤独感の解消や見守りなども担っています。

図表５－40　在宅配食サービスの見込み

区　　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人数（人）	15	15	15
延べ配食数（食）	1,500	1,500	1,500

(3)　生活管理指導短期宿泊事業（町事業）

介護保険の要介護認定で「自立」と認定された高齢者等で基本的生活習慣が欠如している者や体調を崩している者を、養護老人ホーム蘇水園で一時的に養護する事業を、今後も継続して行います。

図表５－41　生活管理指導短期宿泊事業の見込み

区　　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人数（人）	5	5	5
延べ利用者数（人）	10	10	10

(4)　在宅要介護者への支援の推進

在宅要介護者に対し、住みなれた自宅での生活の継続に向けた介護保険制度ではまかないきれない部分の生活支援を行います。

① 福祉用具貸与事業（町社会福祉協議会事業）

老齢や疾病などで寝起き、移動が不自由な人に、自宅で使用する福祉用具として特殊寝台、エアマット、車いす、松葉杖を貸与します。

図表５－42　福祉用具貸与事業の見込み

区　　分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用人数（人）		32	37	37
	特殊寝台	4	4	4
	エアマット	0	0	0
	車いす	25	30	30
	松葉杖	3	3	3

② 移送サービス「福祉有償運送」（ＮＰＯ法人）

重度要介護高齢者の通院などの外出を支援する「福祉有償運送」が継続できるよう、必要な支援を行います。

重度の要介護高齢者のみならず、移動手段に乏しい高齢者の移動支援の方策について協議していきます。

図表５－43　移送サービス「福祉有償運送」の見込み

区　　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用登録者数（人）	110	100	90
延べ利用回数（回）	1,800	1,650	1,500

③ 車いす搭載軽自動車「きぼう号」の貸し出し（町社会福祉協議会事業）

ねたきり等で車いすが必要な方に対し、車いすのまま乗り込みができる軽自動車の貸し出しを継続して行っていきます。

図表５－44　車いす搭載軽自動車「きぼう号」の貸し出しの見込み

区　　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用登録者数（人）	25	30	30
延べ利用回数（回）	75	90	90